

特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例(昭和34年御杖村条例第120号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

24 統計調査員	予算の範囲内で村長が定める額
25 前項に掲げるもの以外の非常勤の特別職の職員	
委員長	日額 5,500
その他の委員	日額 5,000

」

を

「

24 産業医	月額 30,000
25 統計調査員	予算の範囲内で村長が定める額
26 前項に掲げるもの以外の非常勤の特別職の職員	
委員長	日額 5,500
その他の委員	日額 5,000

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。